

## せんだいクーリングシェルター応募要項

### 1 目的

令和6年4月の気候変動適応法改正により、市町村は、暑さによる健康被害を防止するため「指定暑熱避難施設」を指定することができるものと定められました。

仙台市でも令和6年度より、市民等が誰でも自由に涼んで休むことができる場所として「せんだいクーリングシェルター」の指定・運用を開始しております。

つきましては、ご協力いただける民間施設を下記の通り募集いたします。

### 2 せんだいクーリングシェルター概要

#### (1) 開設期間

毎年6月1日から9月30日まで

※ 開設期間内においては、常時クーリングシェルターの開設をお願いします。

※ 10月1日以降も暑さが厳しい日が続くことが予想される場合、開設期間の延長をお願いする可能性があります。

#### (2) 開設時間

基本は各施設の営業日や営業時間に準じることとして、あらかじめ仙台市に報告いただき仙台市ホームページで公表いたします。

### 3 指定条件

施設が、下記条件を満たしていること。

- ① 仙台市内に所在している施設であること
- ② 上記2の開設期間及びあらかじめ公表している開設時間に開設すること
- ③ 仙台市と各施設管理者との間において事前に締結する協定において定める受け入れ可能人数に応じて、利用者が休憩できる空間を確保し、提供すること

※例えば、受け入れ可能人数が10名の場合、最大で10名は一度に休憩できる環境が必要です。

(本来の施設利用者が利用しており、一時的にクーリングシェルターとして10名利用できなくなるといったケースは問題ありません。)

- ④ 冷房設備を有し、適切に管理・運用すること
- ⑤ 各施設の管理運営の範囲で体調不良者への対応をすること
- ⑥ 上記2の開設期間において、各施設の可能な範囲で施設入口等にせんだいクーリングシェルター指定施設表示ポスターを掲示すること

※ 公序良俗に反する等、仙台市において指定することが適切ではないと判断する場合には、指定しない又は指定を取り消すことがあります。

#### 4 応募方法

応募用紙に必要事項をご記入のうえ、電子メール又は郵送により、以下の提出先に提出してください。  
提出いただいた後、応募内容を確認のうえ、その後の必要な手続き等について仙台市からご案内いたします。

仙台市危機管理局 危機管理部 危機管理課 宛て
郵便番号 : 980-8671
住所 : 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号
電子メール : sei001040@city.sendai.jp

#### 5 その他

- (1) 指定にあたり、仙台市との協定締結が必要となります。
- (2) クーリングシェルターの開放にあたって必要となる経費（冷房設備の電気代等）は、各施設でのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。